

在宅勤務に係る費用負担について

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、在宅勤務の重要性が大きくなり、実際に在宅勤務を実施している企業が増加しております。在宅勤務を行うことにより事務用品や通信料費の各種経費が発生しますが、その必要経費を企業が負担する場合の課税関係を整理した情報として『在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係（令和3年1月（令和3年5月31日更新）））』が国税庁から公表されています。その主要内容について紹介します。

1. 在宅勤務に係る費用の前提

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の**実費相当額を精算**する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金額については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

但し、企業が従業員に**在宅勤務手当**（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの）を支給した場合には、従業員に対する給与として課税する必要があります。（「問1」）

2. 在宅勤務で使用する事務用品等について

企業が所有する事務用品等を従業員に**貸与**する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を**支給**した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります。（「問2」）

「貸与」については、例えば、企業が従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を「支給」という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も、「貸与」とみて差し支えないとされています。（「問2」）

また、事務用品等（パソコン等）のみでなく、在宅勤務に係る環境整備に関する物品等（従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機等）についても同等の扱いとなります。（「問3」）

3. 在宅勤務に係る消耗品等について

在宅勤務のために通常必要な消耗品等（マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋等）にかかる費用（例えば、勤務時に使用する通常必要なマスク等）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。（企業が消耗品を直接配付する場合も同様。）

ただし、在宅勤務のために通常必要な費用以外の費用は除きます。（例えば、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費や、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの。）また、支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がない場合は従業員に対する給与として課税する必要があります。（「問4」）

4. 通信費に係る業務使用部分の計算方法

通信費について、在宅勤務において業務のために使用した部分についての支給については、従業員に対する給与として課税する必要はないとし、合理的な計算方法が例示されています。（「問6」）

① 電話料金の通話料

明細により業務のための通話に係る料金が確認できるためその金額が業務のために使用した金額となります。なお、業務のための通話を頻繁に行う業務に従事する社員については「④算式」により算出した金額で差し支えありません。

（注）業務のための通話を頻繁に行う業務とは、例えば、営業担当や出張サポート担当など、顧客や取引先等と電話で連絡を取り合う機会が多い業務として企業が認めるものをいいます。

② 電話料金の基本使用料

業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があり、例として「④算式」により算出した金額の場合は差し支えありません。

③ インターネット接続にかかる通信料

基本使用料やデータ通信料などの業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があり、「④算式」により算出した金額の場合は差し支えありません。

但し、従業員本人が所有するスマートフォンの本体の購入代金や業務のために使用したと認められないオプション代等本体の補償料や音楽・動画などのサブスクリプションの利用料等を企業が負担した場合には、その負担した金額は従業員に対する給与として課税する必要があります。

④ 算式

$$\begin{array}{l} \text{業務のために使} \\ \text{用した基本使用} \\ \text{料や通信料等} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担} \\ \text{した1か月の} \\ \text{基本使用料や} \\ \text{通信料等} \end{array} \times \frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2} ※$$

※算式中の1/2については、1日の内、睡眠時間を除いた時間の全てにおいて均等に基本使用料や通信料が生じていると仮定し、1日24時間のうち平均睡眠時間8時間（「平成28年社会生活基本調査」（総務省統計局）で示されている7時間40分を切上げ）、法定労働時間が8時間のため、睡眠時間を除いた時間に占める労働時間の割合を8時間/（24時間-8時間）=1/2と算出しています。

（注）上記の算式によらず、より精緻な方法で業務のために使用した基本使用料や通信料を算出した金額でも差し支えありません。

5. 電気料金に係る業務使用部分の計算方法

電気料金（基本料金や電気使用料）について、在宅勤務において業務のために使用した部分についての支給については、従業員に対する給与として課税する必要はないとし、合理的な計算方法が例示されています。（「問 8」）

算式

$$\begin{array}{l} \text{業務のために使} \\ \text{用した基本料金} \\ \text{や電気使用料} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担} \\ \text{した1か月の} \\ \text{基本料金や電} \\ \text{気使用料} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{業務のために使用した} \\ \text{部屋の床面積} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{自宅の床面積} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{l} \text{その従業員の1か月} \\ \text{の在宅勤務日数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{該当月の日数} \end{array}} \times \frac{1}{2} ※$$

※上算式中の 1/2 については、「4.」の通信費の算式と同様の考え方となります。

（注）上記の算式によらず、より精緻な方法で業務のために使用した基本料金や電気使用料を算出した金額でも差し支えありません。

6. 在宅勤務者に対する食券の支給

① 基本的な考え方

企業が従業員に「食事の支給」をする場合に、その従業員から実際に徴収している対価の額がその食事の価額の 50%相当額以上であり、かつ、企業の負担額（食事の価額 からその実際に徴収している対価の額を控除した残額）が月額 3,500 円（消費税及び地方消費税の額を除く）を超えないときは、その従業員が食事の支給により受ける経済的利益はないものと取り扱うこととしています（所得税基本通達 36-38 の 2）。

「食事の支給」とは、企業が従業員に対して、契約業者から購入した弁当を提供することや、社員食堂で食事を提供すること等をいい、一方、「食費の補助」（現金支給）については、給与とみなされ、所得税の課税対象となります。

在宅勤務者に食券を支給する場合について、その食券の支給が食事そのものを支給した場合（「食事の支給」）と同視できる場合には、上記の取り扱いが適用できるとしています。（「問 12」）

② 食事そのものを支給した場合（「食事の支給」）と同視できる場合

所得税基本通達 36-38 の 2 の取扱いは、日々の昼食等に対する補助を目的とするものであるため、食券の未使用分を繰り越して、一度に多額の食事をするためにその食券を利用する場合には、同取扱いの趣旨に反するものと考えられるため、「食事そのものを支給した場合（「食事の支給」）と同視できる」場合と認められるには、以下のような要件が必要になるとされています。（「問 12」「問 13」）

- ・ 一回の食券の利用について、一般的な昼食等としての相当額の範囲を逸脱しない限度額を設定する
- ・ 食券の利用可能期間を設定する



Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.69 Oct'21

7. その他費用の例示

レンタルオフィス等を利用して在宅勤務を行った場合の費用（「問 9」）、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合のホテルの利用料等（「問 10」）、室内消毒の外部への委託費用や PCR 検査費用等（「問 11」）についても業務のために通常必要な費用については従業員に対する給与として課税する必要が無い旨例示されています。

但し、業務のために通常必要な費用以外の費用（従業員が自己の判断によりホテル等に宿泊した場合の利用料や自己の判断により支出した消毒費用や PCR 検査費用）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税が必要になります。

8. 精算方法について

在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法について、以下の方法が例示されています。（「問 5」）

- ・企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が業務のために使用する費用を支払った後、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算（仮払金額が費用額を超過する場合には、その超過部分を企業に返還）する方法
- ・従業員が業務のために使用する費用を立替払いにより支払った後、その購入に係る領収証等を企業に提出してその購入費用を精算する方法

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1801 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>